



令和7年度 菊川水系 河川管理レポート

安心・安全な河川を目指して

令和8年3月



国土交通省 中部地方整備局

浜松河川国道事務所

HAMAMATSU OFFICE OF RIVER & NATIONAL HIGHWAY

目 次

1. 菊川水系の概要

- 1-1. 概要
- 1-2. 主な洪水被害

2. 維持管理

- 2-1. 河川維持管理の内容

3. 河川管理施設の管理

- 3-1. 基礎データの蓄積
- 3-2. 堤防除草
- 3-3. 河川管理施設の点検

4. 河川区域の維持管理

- 4-1. 不法行為への対応
- 4-2. 利水
- 4-3. 河川環境の保全

5. 危機管理の取組

- 5-1. 災害用資機材の備蓄
- 5-2. 令和7年度の出水
- 5-3. 出水時巡視

6. 地域と連携した取組

- 6-1. 水防活動に関する取組
- 6-2. 水質事故に関する取組
- 6-3. 水難事故に関する取組
- 6-4. 河川愛護モニター
- 6-5. コスト縮減に向けた取組
- 6-6. 菊川かわまちづくり協議会の活動
- 6-7. ミズベリング
- 6-8. 水防災意識の再構築(概要)
- 6-9. 流域治水プロジェクトに関する取組

7. ドローン物流の取組

- 7-1. ドローン物流における河川上空の活用円滑化

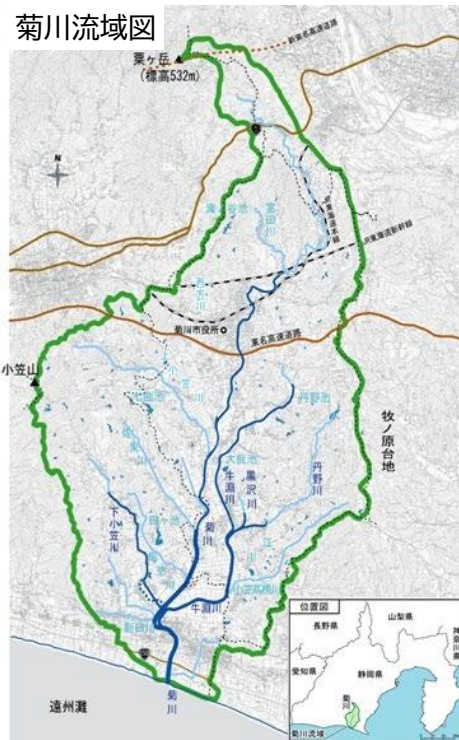
1. 菊川水系の概要

1-1. 概要

菊川は、静岡県掛川市の粟ヶ岳(標高532m)に発し、東の牧之原台地、西の小笠山丘陵に挟まれた低平地を蛇行しながら南に流下し、下小笠川や牛淵川等の多くの支川を合わせ、遠州灘に注ぐ幹川流路延長28km、流域面積158km²の一級河川です。

菊川は、丘陵地に流下する上流部、三角州的性格をもつ中・下流部、広い静穏水域と小規模な干潟がある河口部に区分されます。河床勾配は、河口から10km付近では1/490、4km付近では1/3,920となっています。その流域は、菊川市、掛川市、島田市及び御前崎市の4市にまたがり、流域市町村の人口は約7万人です。

菊川の河口から菊川頭首工(約17.6km地点)までと牛淵川、下小笠川などの支川における改修・維持工事及び河川管理に関する業務を「平田出張所」にて行っています。



河口から上流を望む

1. 菊川水系の概要

1-2. 主な洪水被害

菊川水系に関する洪水の観測史上第1位は昭和57年9月12日洪水、第2位は平成10年9月24日洪水となっています。

昭和57年9月12日洪水では、菊川本川上流域の菊川市和田、吉沢、富田(現菊川市潮海寺地先)で堤防決壊が4箇所、橋の流失2箇所、護岸崩落、支川牛淵川の菊川町神尾地先(現菊川市)で法面崩落が発生しました。



2. 維持管理

2-1. 河川維持管理の内容

河川の維持管理は、「菊川水系河川維持管理計画」に基づき、水害を防止するため、堤防除草や河川巡視、河川管理施設点検等により河川の状態把握を行い、施設の補修・更新等や流下能力の確保などの必要な維持管理対策を実施しています。

状態把握の一つである河川巡視は、様々な情報収集を概括的に行い、得られた情報をもとに適切な措置を講じます。また、河川巡視は、違法行為の抑制や、沿川住民との情報交換機能も果たしています。

【実施区間】

- ・平田出張所管内
(菊川の河口～17.6k付近、牛淵川・下小笠川等支川)

巡視の種類	巡視の方法
一般巡視	車両
目的別巡視	車両
	徒歩
出水時巡視	車両

◆状態把握実施状況



堤防除草



河川巡視

◆維持管理対策の実施状況



河道堆積土砂の掘削



堤防天端道路の補修

3. 河川管理施設の管理

3-1. 基礎データの蓄積

河川の状態把握を目的に、河川の水文等観測、平面・縦横断等の測量、河川環境調査及び観測施設等の点検を実施しています。また、水文等観測におけるリアルタイムデータは、水防活動等に活用しています。

■水文・水理等観測

水文・水理観測、水質調査等は、河川砂防技術基準調査編、水門観測業務規程、水質調査実施要領等に基づき、実施しています。

種別	実施項目
水文等観測	低水流量観測
	高水流量観測
	水質観測
	雨量観測
	水位観測
測量	平面測量
	縦横断測量
	点群測量(ALBなど)
河道状態把握調査	河床材料調査
	河道内樹木調査

■河川環境調査

河川水辺の国勢調査基本調査マニュアル[河川版]、河川砂防技術基準調査編等に基づき実施しています。

最新データは、河川環境データベースのHPを参照ください。

種別	実施項目
河川環境調査	魚類調査
	底生動物調査
	植物調査(植物相調査)
	鳥類調査
	両生類・爬虫類・哺乳類調査
	陸上昆虫类等調査
	河川環境基図作成
	河川空間利用実態調査

3. 河川管理施設の管理

3-2. 堤防除草

河川巡視や堤防点検等による河川の状態把握のための環境整備や堤体の保全、ゴミの不法投棄対策などを目的として、堤防・背後地等の状況に応じた除草を行っています。

堤防除草(集草を含む)は年2回を基本とし、台風期前と秋～冬(出水期前)に行っています。

なお、河川環境上重要な生物が生息する場合には、繁殖の時期などに配慮しています。

実施項目	実施時期	面積
除草	台風期前	889m ²
	秋から冬 (出水期前)	238m ²



ハンドガイド式草刈車による除草



集草状況



積み込み状況



搬出状況



特定外来種(オオキンケイギク) 駆除状況

3. 河川管理施設の管理

3-3. 河川管理施設の点検

点検とは、対象となる河道や一つ一つの河川管理施設(堤防・護岸、樋門・樋管など)の治水機能について異常及び変化等を発見・観察・計測等することを目的として行うものです。

1年に1回以上(出水期前、台風期、出水中、出水後等)の頻度で実施し、点検結果について機能低下の状態を段階的に評価しています。

■堤防点検

- 堤防点検では、徒歩による目視又は計測機器等を使用し、堤防、護岸等の変状の把握、具体的な点検を実施します。
- 出水期前点検では、直轄管理施設だけでなく、許可工作物(橋梁、揚排水機場、鉄塔など)についても、許可受け者とともに合同点検を一部行っています。



樋管点検の様子



堤防・護岸点検の様子



3. 河川管理施設の管理

3-3. 河川管理施設の点検

■樋門等構造物点検

徒歩による目視又は計測機器等を使用し、樋門、水門、堰等の損傷やゲートの開閉状況の把握等、具体的な点検を実施します。

○機械設備の点検

- ・直轄の樋門樋管にある機械設備は、専門業者が年1回点検しています。

○操作員による定期点検

- ・直轄の樋門樋管は、操作員により5月～10月までの出水期は月2回、非出水期は月1回、操作に支障がないかの点検を実施しています。

○樋門樋管操作講習会の取組み

- ・菊川水系には、排水機場ポンプ設備が3箇所、河川用ゲート設備(水門、樋門・樋管)が55箇所(操作委託していない施設は除く)あります。
- ・直轄の樋門樋管を適正に操作して、浸水被害が生じないための操作講習会を河川管理者、操作員と合同で毎年実施しています。



令和7年度 樋門樋管操作説明会の様子(菊川市)

①ゲート操作及び書類の説明

②現地でのゲート点検、機械操作説明

3. 河川管理施設の管理

3-3. 河川管理施設の点検

■ポンプ設備の補修

点検等により不具合が確認された箇所について、機能維持のために修繕を実施しました。

【令和6年度の主な補修内容】

- ・江川救急内水排水機場：排水ポンプ(1号機～4号機)更新

排水ポンプ全景



排水ポンプ設置状況



4. 河川区域の維持管理

4-1. 不法行為への対応

■不法投棄等に関する取組(ゴミマップ)

河川巡視の一環として河川内の不法投棄監視を行い、HPや看板設置等により啓発活動を行っています。

菊川では、不法投棄は維持管理上、問題となるほど多くはないですが、家庭からの一般ゴミの投棄が見られます。こうした不法投棄の実態を知っていただくため、毎年「ゴミマップ」を作成しています。



菊川ゴミマップ



河川清掃活動の様子

※不法投棄を発見した場合は、以下にご連絡願います。

平田出張所 0537-73-2051

河川管理課 053-466-0118

4. 河川区域の維持管理

4-2. 利水

■菊川水系の利水

菊川水系は、東の牧ノ原台地と西の小笠山丘陵に挟まれた低地を流れる河川で、流域面積が158km²と狭いため、自己流量が小さく、水不足が常態化しています。

そのため、古くから流域に多くの「ため池」や「井堰」を設けて利用されてきました。

しかし、流域内には安定的な水源もないことから、無降雨期間が長期になると水量も不足するため、施設の統廃合を図り、戦後整備された東に隣接する大井川水系からの用水(農業用水・上水道用水・工業用水)に依存するようになり、現在に至っています。

菊川頭首工(17.6km 付近)



農業用ため池(田ヶ池)



寛文 3年(1663)頃: 嶺田用水完成
昭和21年(1946): 小笠用水施設期成同盟会発足
昭和25年(1950): 国営大井川農業水利事業計画が成立
昭和41年(1966): 大井川右岸用水完成
昭和43年(1968): 国営土地改良事業完成



大井川からの水供給状況

4. 河川区域の維持管理

4-3. 河川環境の保全

■水質の管理

水質調査は、「河川法」及び「水質汚濁防止法」に基づき、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、河川環境の整備と保全がされる様、流水の汚濁防止、河川環境の清掃の保持など、河川の総合管理の一環として、実施しています(右図の緑色○印)。

菊川水系では、近年概ね環境基準を満足しています。

【類型指定】

- ・菊川 上流から高田橋まで :A類型
- ・菊川 高田橋下流 :B類型
- ・牛淵川 :B類型

1)最新の水質(公表)

水質等観測結果は、国土交通省 水文水質データベースのHPで確認することができます。

Water Information System
水文水質データベース
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
あなたは05348779番目の訪問者です。

トップページ

水文水質データベースとは

利用上の注意

水文水質観測の概要

関連資料

ご意見・ご要望

水情報国土

川の防災情報

このデータベースは水文水質にかかわる国土交通省水管理・国土
保全局が所管する観測所における観測データを公開することを目的
としています。
掲載対象としているデータは、雨量、水位、流量、水質、底質、
地下水位、地下水質、積雪深、ダム堰等の管理諸量、海象です。

観測所の検索

観測所諸元
からの検索

地図
からの検索

水系単位の
観測所一括検索

観測項目、水系、所在地等
を指定して、観測所を検索
できます。

地図に表示された観測所位
置から、観測所を検索でき
ます。

水系を選択し、その水系内
の雨量観測所、水位流量
観測所を選択すると、観測
データが一括検索できます。

水文水質データベースのHP画面

令和6年 菊川水系における水質状況(調査地点位置図)
(R6調査箇所)

13

4. 河川区域の維持管理

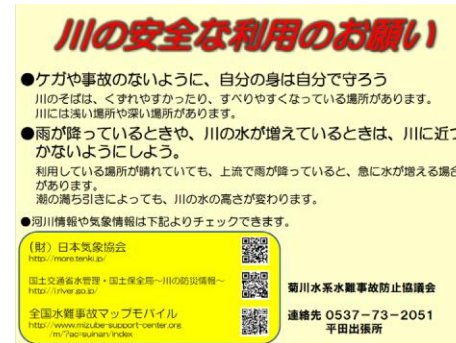
4-3. 河川環境の保全

■河川利用者の安全利用に関する取組

水難事故の防止活動としては、河川巡視を行う中で、夏休み等河川利用の多い時期に、「水難事故防止のチラシ」を配布するとともに、「川の防災情報」ウェブサイトを通じて、全国の河川に関する大雨による急激な水位上昇に対して注意喚起をしています。

最寄りの場所の最新の河川水位や、レーダー雨量情報などが入手できますので、雨や水位の変化について知り、楽しく安全に河川をご利用下さい。

希望者には、水難事故防止に関する啓発ビデオによるPRや貸出もしています。



配布しているチラシ



川の防災情報サイト

5. 危機管理の取組

5-1. 災害用資機材の備蓄

菊川では、堤防の決壊等が発生した場合に、復旧にかかる時間を極力短くし、被害を軽減するよう、災害復旧資材の備蓄、情報の収集発信、災害復旧活動の拠点のための河川防災ステーションを整備しました。



出水時に堤防が洗掘された場合の応急復旧用として、菊川、牛淵川堤防脇の側帯に、備蓄ブロックを仮置きして、緊急時に備えています。



菊川 左岸8.7k付近に備蓄された備蓄ブロック



定期的に点検・整備をして、緊急時に備えています

車庫に格納されている、排水ポンプ車、照明車

5. 危機管理の取組

5-1. 災害用資機材の備蓄

浜松河川国道事務所では、災害発生時の情報収集・復旧活動の一翼を担う災害対策車両を配備しています。

- ・災害対策本部車
- ・排水ポンプ車
- ・照明車



災害対策本部車



排水ポンプ車



照明車

災害時に備え、災害対策車両等の操作訓練を実施しています。



照明車の操作状況(令和5年度)



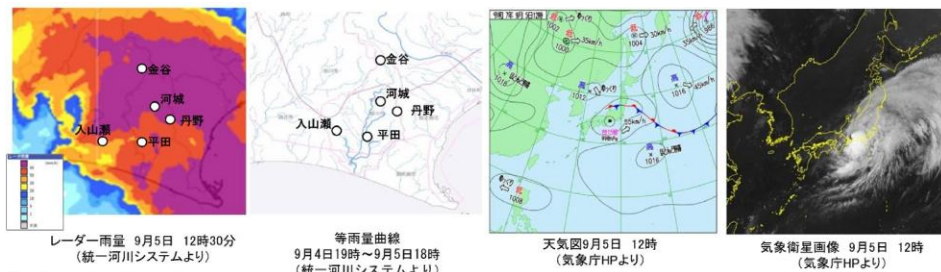
排水ポンプのホース設置準備状況
(令和5年度)

5. 危機管理の取組

5-2. 令和7年度の出水

静岡県では9月5日に台風第15号の影響により激しい豪雨となり、菊川水系では、菊川の加茂観測所、牛淵川の横地観測所で氾濫危険水位を超過、菊川の嶺田観測所で避難判断水位を超過、下小笠川の川久保観測所で氾濫注意水位を超過しました。

これまで、「防災・減災、国土強靱化のための3ヵ年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」等による河道掘削等を実施しており、今回の降雨では、外水被害の軽減に寄与しました。



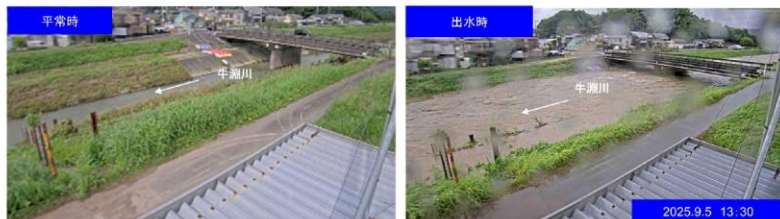
〈水防団待機水位を超過した観測所〉

河川名	観測所名	今回 最高水位	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	計画 高水位
きくがわ 菊 川	かも 加茂	9/5 14:00 4.25	1.50	2.50	3.20	3.50 4.25	5.94
	みねだ 嶺田	9/5 15:00 4.54	2.00	4.30	(水防団観測所のため設定無し) 4.54		5.79
うしづがわ 牛淵川	よこち 横地	9/5 13:30 3.21	1.80	2.10	2.30	2.30 3.21	4.06
	どうやま 堂山	9/5 14:20 4.36	3.10	4.60	4.90	5.30	5.86
しもおさがわ 下小笠川	かわくぼ 川久保	9/5 13:10 2.53	1.40	2.00	3.00	3.30	—

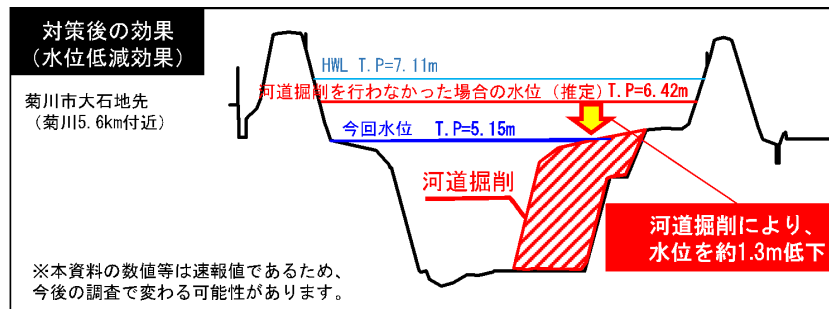
■ 加茂観測所付近



■ 横地観測所付近



平常時と出水時の比較画像



河道掘削メニュー(例)

5. 危機管理の取組

5-3. 出水時巡視

出水時の刻々と変化する河川の状態を把握するため、出水時巡視を行います。

河道状況や河川管理施設等の状況について確認し、大きな損傷等があった場合には必要に応じて、応急対策を実施します。

◆位置図

加茂
横地

凡例

- 流域界
- 市界
- 主要な地点
- 観測地点
- 水害管理区域

出水時巡視の状況

菊川 加茂水位観測所付近

牛淵川 横地水位観測所付近

流量観測の実施状況

菊川 加茂水位観測所付近

牛淵川 横地水位観測所付近

6. 地域と連携した取組

6-1. 水防活動に関する取組

■水防連絡会

水防連絡会は、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的に、国、静岡県、市町、警察、自衛隊、河川情報センター等の関係機関で構成する組織です。

令和7年4月23日(水)に地元自治体の菊川市と掛川市、静岡県袋井土木事務所等と水防連絡会を開催し、令和7年度の重要水防箇所、水防体制の基準水位、出水時の連絡系統等の確認を行いました。

【会場の様子】



■重要水防箇所の合同巡視

掛川市、菊川市水防団をはじめとする水防関係機関と浜松河川国道事務所職員などが合同で、洪水に対してリスクの高い重要水防箇所について、洪水の発生する前に現地を事前確認をする合同巡視を菊川市管内、掛川市管内(令和7年5月20日)で行い、各現場の水防上の特徴を確認しました。



菊川市神尾地先（牛淵川11.4k付近）



掛川市岩滑地先（菊川右岸6.9k付近）

6. 地域と連携した取組

6-2. 水質事故に関する取組

■水質事故防止(菊川水系水質汚濁対策連絡協議会)

菊川水系では、関係機関と連携して水質汚濁防止について効果的な取り組みを行うために、「菊川水系水質汚濁対策連絡協議会」を組織し、水質汚濁防止について啓発と広報活動を行っています。

また、浜松河川国道事務所として「水質事故対策訓練」を計画、実施しております。

令和7年度においては、水質事故対策訓練として、油類等が流出する水質事故に備え、拡散等防止のための訓練を実施しました。

<内容>

- ・ ジオラマ(模型)による対策例を説明
- ・ 油吸着実験及び各種オイルマットの材質と性能
- ・ 側溝・集水枡等での対策法
- ・ オイルフェンスの展張及び注意事項
- ・ 5種類の油の色・臭いの識別



【会議の様子】



【引続きwebを活用し開催】

令和7年度 菊川水系水質汚濁対策連絡協議会 幹事会

■令和7年度における水質事故対策訓練の開催状況



ジオラマ(模型)にて対策例紹介



ロープワークの実習



油吸着実験



オイルフェンスの展張訓練



各種オイルフェンスの紹介



油の色・臭いの識別クイズ

【参加関係機関】静岡県、浜松市、浜松市消防、磐田市、掛川市、掛川市消防、菊川市消防、島田市、国土交通省浜松河川国道事務所

6. 地域と連携した取組

6-3. 水難事故に関する取組

■水難事故防止(菊川水系水難事故防止協議会)

菊川水系では、関係機関と連携して水難事故防止について効果的な取り組みを行うために、「菊川水系水難事故防止協議会」を組織し、水難事故防止について啓発と広報活動を行っています。

令和7年度は、令和7年6月28日(木)に、教育関係機関を含めた11機関と河川水難事故防止に向けた認識の共有・取組の協働を推進するための会議を開催しました。

また、例年学校等の夏休み期間に河川利用者が増加する傾向があるため、夏休み期間中の水難事故防止を目的に、職員による河川巡視をおこなっています。

【協議会構成機関】

- ・静岡県袋井土木事務所
- ・静岡県掛川警察署、静岡県菊川警察署
- ・掛川市、掛川市消防本部、掛川市教育委員会
- ・菊川市、菊川市消防本部、菊川市教育委員会
- ・国土交通省浜松河川国道事務所

※順不同



開催状況(令和7年度)

6. 地域と連携した取組

6-4. 河川愛護モニター

浜松河川国道事務所では、地域住民の皆様と河川管理者の連携を深めることにより、河川の清潔の保持、河川管理施設の保全等河川管理の強化を図ることを目的として、菊川・牛淵川等で見たこと、聞いたこと、知ったことを報告していただく河川愛護モニター制度を設けています。

浜松河川国道事務所ホームページや市の広報誌で公募しました。現在は、菊川市の方々に委嘱を行い、モニターしていただいています。

毎月のモニター報告は、浜松河川国道事務所ホームページにて公表しております。

<任期>

- 令和7年7月1日～令和8年6月30日

<対象区間>

- ①菊川 左右岸加茂橋～松島分土工付近
- ②牛淵川 左右岸鹿島橋～八幡用水樋管付近

<報告事項>

- 地域住民等から河川整備、河川利用又は河川環境に関する要望・意見
- 河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上の障害となるような事象
- ゴミ等の投棄、河川の流水や施設について異常
- その他、河川管理者(担当出張所)に連絡すべきこと

河川管理者もパトロール等を行い河川に異常がないか、たえず管理監視をしています。一般の方からの視点での様々な情報も必要と考えております。いただいた情報に対する河川管理者の考え方姿勢を載せていきたいと考えていますので宜しくお願いします。

【報告事例 令和7年12月】 抜粋

発生・発見日時	令和 7年12月 2日 12時 00分頃
天 電 川	右岸 13.0km付近
	
ダムの水が減り、節水が呼びかけられています。そんな折、堤防の上を走っていると「ダムが放流する際サイレンで知らせる」という注意喚起の看板が目に入りました。「ゴミ捨て禁止」等、モラルに訴える看板だけでなく、いざという時に役立つ情報を教えてくれる看板もあります。余裕がある時に、どこどんな看板が、どんな情報を伝えているのか、確かめてみようと思います。	

6. 地域と連携した取組

6-5. コスト縮減に向けた取組

菊川では、堤防除草により大量に発生した刈草をリサイクル及び処分のコスト縮減や環境面から無償で一般配布しています。

刈草の無償配布の募集は、浜松河川国道事務所HP、市役所や支所でのポスター掲示等を行っています。

実施項目	実施時期	面積
刈草無料配布	台風期前	91m ²
	秋から冬(出水期前)	19m ²

① 河川（堤防）の刈草を活用しませんか？【菊川】

日頃より菊川の河川行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国土交通省浜松河川国道事務所では平田出張所の管内（菊川・牛瀬川・丹野川・下小笠川）におきまして年2回の堤防除草を行っています。この除草で大量の刈草が発生します。

そこで刈草の有効活用（リサイクル）として「茶畑や果樹の敷草」「堆肥原料」「飼料」等などで活用していただける方に無料で提供します。皆様のご協力をお願いします。

刈草の活用を希望される方は、下記まで問合せ下さい。


➡


【梱包した状態のものを提供場所へ置きます】
【有効活用例(牛の飼料)】

是非、一度ご利用下さい。

ご不明な点等ございましたら、下記まで問合せ下さい。

問合せ先: 〒437-1522 菊川市嶺田300
 国土交通省浜松河川国道事務所平田出張所
 TEL: 0537(73)2051
 FAX: 0537(73)2969
 MAIL: cbr-s854481@mlit.go.jp

刈草の無償配布ポスター

※刈草を希望する方は、以下にお問い合わせ下さい。

平田出張所 電話番号 0537-73-2051

河川管理課 電話番号 053-466-0118



無償提供用に準備された刈草



配布された刈草

6. 地域と連携した取組

6-6. 菊川かわまちづくり協議会の活動

「かわまちづくり」とは、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取り組みです。

市町や民間事業者、法人格を持たない協議会などが登録要件を満たし、「かわまちづくり計画」を作成し、柔軟な発想を生かすことで、河川管理者が支援する施策です。

菊川かわまちづくり協議会は、平成29年9月11日に第1回協議会を開催され、第12回協議会を令和7年1月30日開催しました。

菊川における社会実験は、令和9年3月31日まで随時受け付けます。

6-7. ミズベリング

ミズベリングプロジェクトは、かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を創造していくプロジェクトです。

平成28年6月2日に河川敷地占用許可準則が一部改正されました。これにより、河川I内で営業活動を行う際の占用許可期間が3年から10年に改正されました。

ミズベリング遠江としては、社会実験の実施状況等、SNSによる情報発信をしています。

<https://m.facebook.com/mizberinghamamatsu/>

今年もやります 菊川の社会実験
“菊川でなにかやりたい”
を大募集

菊川の水辺空間を活かした地域のにぎわいづくりのため、菊川河川敷で売店やオープンカフェの営業、イベントを行ってみたい方を募集します。

ご応募は「菊川社会実験募集要項」をご確認ください。

★2次元コード

<https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/river/mizube/kiku/>

2次元コードが読み取れない場合、上記URLからアクセスしてください

国土交通省浜松河川国道事務所と菊川市等で設立された菊川かわまちづくり協議会は社会実験を行いながら菊川の水辺空間を活かしたまちづくりを進めています。

●社会実験申請書類応募先・お問合せ
菊川エリアマネジメント組織
(株式会社アイデア・宇佐美)
E-mail: mail@carshop-idea.jp
TEL: 0537-29-6664
受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00

●河川利用に関するお問合せ
浜松河川国道事務所 工務第一課
TEL: 053-466-0114
FAX: 053-466-0122

6. 地域と連携した取組

6-8. 水防災意識の再構築(概要)

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、菊川・天竜川とその沿川市において、水防災意識社会を再構築する取組を行っています。

<ソフト対策>・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、重点的に実施。

<ハード対策>・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供

避難指示等を計画的に関係者が取り組むための
事前行動計画等の検討(対策例)

要配慮者利用施設におけるセニアカーを活用した 避難訓練を実施

要配慮者利用施設での避難訓練にセニアカーを活用し、要配慮者利用施設職員の負担軽減の把握等を目的とした現地検証を実施しました。実施にあたっては、浜松市に位置する要配慮者利用施設、遠州流域治水オフィシャルサポーターのスズキ株式会社様のご協力のもと実施しました。当日は、施設敷地内の避難タワー等でセニアカーに実際に乗車して避難訓練を実施しました。



セニアカー



施設内の
避難タワー



避難訓練実施の様子
(令和7年11月10日)

<洪水を安全に流すためのハード対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

対策済みの堤防

<危機管理型ハード対策>

- 被害軽減のための迅速かつ的確な水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

家屋倒壊等氾濫想定区域※

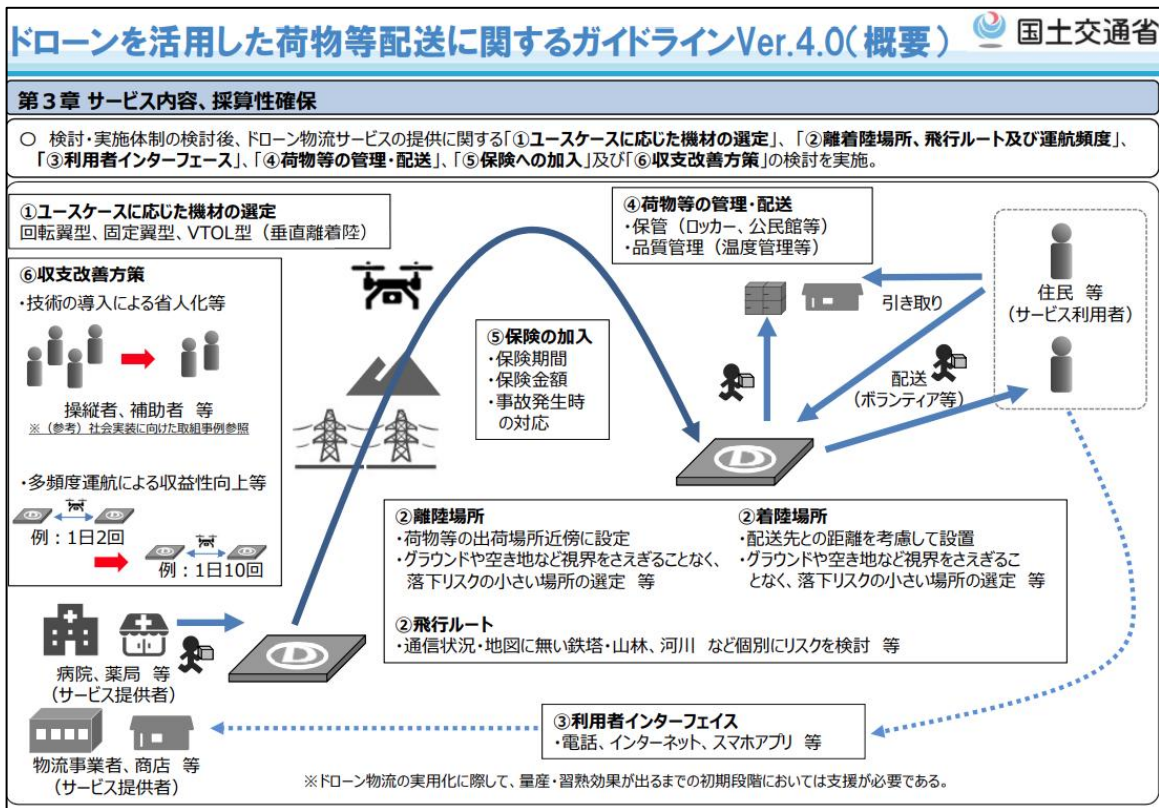
※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

7. ドローン物流の取組

7-1. ドローン物流における河川上空の活用円滑化

ドローンを活用した荷物等の配送(ドローン物流)は、物流分野の担い手不足や少子高齢化等の状況の下、注目が集まっています。その中でも、河川上空は、障害物が比較的少ない連続的な空間である等の理由から、ドローン物流への活用が期待されています。

本活用の社会実装を推進するため、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」を基に、菊川水系における「ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた基本的考え方」を策定しており、適時・適切に内容の見直しを行っていきます。



別添1

ドローン物流における河川上空の活用円滑化に向けた菊川水系の基本的考え方(Ver.1.0)

策定 令和6年5月30日

本基本的考え方は、ドローン物流(ドローンを活用した荷物等配送)における河川上空の活用円滑化に向けた基本的な考え方を記載したものである。なお、本基本的考え方は、「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン(国土交通省)」(以下、「ガイドライン」という。)を補完するものであり、本留意事項に記載のない事項は、ガイドラインを参照するものとする。また、本基本的考え方は、今後、さらにドローン物流が活性化し、複数のドローンが飛び交う将来を見据えて、適時適切に内容の見直しを行っていくものとする。

(基本的事項)

1. 関係法令等の遵守
ドローン物流にあたっては、関係法令及び地方公共団体が定める条例を遵守し、その他ガイドライン等を踏まえて運用すること。航空法及び地方公共団体が定める条例については、国土交通省航空局のウェブサイト(https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)や「ドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)」(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/to>)も参考に、最新の情報を確認すること。

(河川区域内の土地の使用及び河川上空を活用する際の対応)

2. 河川法上の許可等について
河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間であり自由使用が原則であるため、他の河川利用者による利用を妨げるものでなければ、河川区域内の土地の使用及び河川上空(河川区域内の上空)においてドローンを飛行させる場合、河川法上の許可等の手続きは特段必要ない。
ただし、高水敷や堤防等の河川区域内の土地に離着陸、中継等のための施設などを設置し、排他的・継続的に使用する場合、河川法上の許可等の手続きが必要となる。河川区域内の土地には、河川管理者以外が所有する土地(民有地等)もあることから、土地所有者を確認すること。
(「排他的」とは、他の河川利用者の使用を排除し、自由な使用に優先して独占的に使用することをいう。「継続的」とは、河川上空の使用が相当期間継続して、又は相当期間内に反復して行われることをいう。)
浜松河川国退事務所が管理する河川区域内の土地については、「9. 申請先及び連絡先」に示す連絡先に必要な手続きなど確認すること。
先」に示す連絡先に必要な手続きなど確認すること。

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所

〒430-0811 静岡県浜松市中央区名塚町266番地

電話番号 053-466-0118(河川管理課直通)